

子ども・子育て支援法施行令 読替表 目次

1	子ども・子育て支援法施行令第二条第一項の規定による子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の読替え	1
2	子ども・子育て支援法施行令第二条第二項の規定による子ども・子育て支援法の読替え	3
3	子ども・子育て支援法施行令第四条の規定による子ども・子育て支援法の読替え	4
4	子ども・子育て支援法施行令第五条の規定による子ども・子育て支援法の読替え	6
5	子ども・子育て支援法施行令第六条の規定による子ども・子育て支援法の読替え	8
6	子ども・子育て支援法施行令第九条の規定による子ども・子育て支援法の読替え	9
7	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による子ども・子育て支援法の読替え	11
8	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の読替え	19
9	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定による子ども・子育て支援法施行令第二条第一項の規定の読替え	20
10	子ども・子育て支援法施行令第二条第一項、附則第三条第一項及び第二項の規定による	21
	子ども・子育て支援法第二十条第三項及び第五項の規定の読替え	
11	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定による子ども・子育て支援法施行令第二条第二項の規定の読替え	24
12	子ども・子育て支援法施行令第二条第二項、附則第三条第一項及び第二項の規定による子ども・子育て支援法第二十条第三項の規定の読替え	25
13	子ども・子育て支援法施行令附則第五条の規定による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の読替え	27
14	子ども・子育て支援法施行令附則第五条の規定による児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の読替え	28
15	子ども・子育て支援法施行令附則第七条第一項の規定による子ども・子育て支援法の読替え	30
16	子ども・子育て支援法施行令附則第七条第三項の規定による子ども・子育て支援法の読替え	31

◎子ども・子育て支援法施行令第二条第一項の規定による子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第二項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定の読替え
 （傍線の部分は読替え部分、二重線の部分は当然読替え部分）

読 替 え 後

読 替 え 前

（市町村の支給認定の変更の認定等）
 第二十条（略）

2

第二十三条第二項の支給認定の変更の認定は、支給認定保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、支給認定保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その支給認定保護者の現在地の市町村が行うものとする。

（市町村の認定等）
 第二十条（略）

2

前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3

市町村は、第二十三条第一項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る。）があつた場合において、当該申請に係る支給認定子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。

3

市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4

市町村は、第二十三条第二項の支給認定の変更の認定及び前項の認定（以下この項及び次項において「変更認定」という。）を行ったときは、その結果を当該変更認定に係る支給認定保護者に通知しなければならない。（以下略）

4

市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。（以下略）

5

市町村は、第二十三条第一項の規定による申請について、変更認定を行う必要があると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る支給認定保護者に通知するものとする。

5

市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6

第二十三条第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る支給認定保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、

6

第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあつた

、当該申請のあった日から三十日以内に、当該支給認定保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第二十三条第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る支給認定保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

◎子ども・子育て支援法施行令第二条第二項の規定による子ども・子育て支援法第二十条第二項、第三項及び第四項前段の読替え

(傍線の部分は読替え、二重線の部分は当然読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(市町村の支給認定の変更の認定等) 第二十条 (略) 2 第二十三条第四項の支給認定の変更の認定は、支給認定保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、支給認定保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その支給認定保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第二十三条第四項の規定による職権(保育必要量の認定に係るものに限る。)を行使する場合において、当該職権に係る支給認定子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。 4 市町村は、第二十三条第四項の支給認定の変更の認定及び前項の認定(以下この項において「変更認定」という。)を行なったときは、その結果を当該変更認定に係る支給認定保護者に通知しなければならない。(以下略) 5 7 (略)	(市町村の認定等) 第二十条 (略) 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。 4 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「支給認定」という。)を行なったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に通知しなければならない。(以下略) 5 7 (略)

◎子ども・子育て支援法施行令第四条の規定による子ども・子育て支援法第二十七條第二項及び第五項から第七項までの規定の読替え
 (傍線の部分は読替え、二重線の部分は当然読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(特例施設型給付費の支給) 第二十七条 (略) 2 特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該特別利用保育又は特別利用教育（第五項及び第七項において「特別利用保育等」という。）を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 3・4 (略) 5 第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育を受け、又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育を受けたときは、市町村は、当該同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該特別利用保育等に要した費用について、特例施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定保護者に対し特例施設型給付費の支給があつたものとみなす。	(施設型給付費の支給) 第二十七条 (略) 2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 3・4 (略) 5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から<u>特例施設型給付費</u>の請求があつたときは、<u>次条第二項第二号又は第三号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育（特別利用保育等を含む。）の取扱いに関する部分に限る。）</u>に照らして審査の上、支払うものとする。	7 市町村は、特定教育・保育施設から<u>施設型給付費</u>の請求があつたときは、<u>第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）</u>に照らして審査の上、支払うものとする。
--	--

◎子ども・子育て支援法施行令第五条の規定による子ども・子育て支援法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定の読替え
 (傍線の部分は読替え、二重線の部分は当然読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(特例地域型保育給付費の支給) 第二十九条 (略) 2 特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定利用地域型保育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育(第五項において「特別利用地域型保育等」という。)を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 3・4 (略) 5 第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育等を受けたときは、市町村は、当該同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該特別利用地域型保育等に要した費用について、<u>特例地域型保育給付費</u>として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し<u>特例地域型保育給付費</u>の支給があったものとみなす。 7 市町村は、特定地域型保育事業者から<u>特例地域型保育給付費</u>の請求があったときは、次条第二項第二号又は第三号の内	(地域型保育給付費の支給) 第二十九条 (略) 2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 3・4 (略) 5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、<u>地域型保育給付費</u>として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し<u>地域型保育給付費</u>の支給があったものとみなす。 7 市町村は、特定地域型保育事業者から<u>地域型保育給付費</u>の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める

閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

◎子ども・子育て支援法施行令第六条の規定による子ども・子育て支援法第三十一条第三項の読替え

(傍線の部分は読替え、二重線の部分は当然読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(特定教育・保育施設の<u>確認</u>の<u>変更</u>) 第三十一条 (略) 2 (略) 3 市町村長は、<u>次条第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を増加しようとするときは</u>、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。	(特定教育・保育施設の<u>確認</u>) 第三十一条 (略) 2 (略) 3 市町村長は、<u>第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは</u>、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

◎子ども・子育て支援法施行令第九条の規定による子ども・子育て支援法第四十三条第四項から第六項までの規定の読替え
 (傍線の部分は読替え、二重線の部分は当然読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(特定地域型保育事業者の確認) 第四十三条 (略) 2・3 (略) 4 市町村長は、次条第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、<u>第二十九条第一項の確認の変更をしてはならない。ただし、次条第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)</u>と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、<u>次条第一項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)</u>について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の変更があつたものとみなす。 一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認の変更をしたとき 当該確認の変更がされた時 二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認の変更がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から次条第一項の申請を受けた時 6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の変更の効力に影響を及ぼさない。	(特定地域型保育事業者の確認) 第四十三条 (略) 2・3 (略) 4 市町村長は、<u>第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)</u>と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、<u>第一項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)</u>について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。 一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時 二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から<u>第一項の申請を受けた時</u> 6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。

◎子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による子ども・子育て支援法の読替え

(傍線の部分は読替え部分、点線の部分は初出の読替えと同様の読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付（附則第六条第一項に規定する委託費（以下「委託費」という。）の支払を含む。以下この項及び第十六条において同じ。）に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （資料の提供等） 第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。 （市町村の認定等） 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護	第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （資料の提供等） 第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。 （市町村の認定等） 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護

者は、子どものための教育・保育給付を受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所（附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。）から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受けさせようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付又は当該特定教育・保育（保育に限る。）を受ける資格を有すること及びその該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 (略)

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6・7 (略)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に

者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 (略)

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6・7 (略)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に

規定する特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。以下この条において同じ。）に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二（略）

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二・三（略）

3（略）

（勧告、命令等）

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定

規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二（略）

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二・三（略）

3（略）

（勧告、命令等）

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定

める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給（委託費の支払を含む。次号、次項、次条第一項第二号及び第三号並びに第五十七条第一項において同じ。）に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならぬ。

3 5 (略)

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならぬ。

3 5 (略)

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなつたとき。

四〇十（略）
2（略）

（勧告、命令等）

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給（委託費の支払を含む。）に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

二〇五（略）

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなつたとき。

四〇十（略）
2（略）

（勧告、命令等）

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

二〇五（略）

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる

事業を行うものとする。

一 (略)

二 支給認定保護者であつて、その支給認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。)が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等(当該支給認定保護者の保育認定子どもが特定保育所から特定教育・保育(保育に限る。))を受ける場合にあつては、市町村)又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。))、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)(以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。))を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 十三 (略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 (略)

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 子ども・子育て支援給付(委託費の支払を含む。次条第二項第二号において同じ。)に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

事業を行うものとする。

一 (略)

二 支給認定保護者であつて、その支給認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。)が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。))、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)(以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。))を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 十三 (略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 (略)

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 10 (略)

第六十二条 (略)

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 五 (略)

3 6 (略)

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給並びに委託費の支払に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担等)

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第 号)附則

第三条第一項の規定により読み替えられた第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。)の四分の一を負担する。

2 (略)

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定により読み替えられ

3 10 (略)

第六十二条 (略)

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 五 (略)

3 6 (略)

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担等)

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。)の四分の一を負担する。

2 (略)

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち

た第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 (略)

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等その他この法律の規定(附則第六条第四項を除く。第三項において同じ。)による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第八十七条 (略)

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 (略)

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第八十七条 (略)

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

◎子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の読替え
（傍線の部分は読替え部分）

読 替 え 後	読 替 え 前
(無償貸付) 第二条 (略) 2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。 一 (略) 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ、ニ (略) ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による施設型給付費若しくは特例施設型給付費の支給又は委託費の支払に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用。 三、七 (略)	(無償貸付) 第二条 (略) 2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。 一 (略) 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ、ニ (略) ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による施設型給付費又は特例施設型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用。 三、七 (略)

◎子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定による子ども・子育て支援法施行令第二条第一項の規定の読替え
(傍線の部分は読替え部分)

読 替 え 後				読 替 え 前			
(略)		(略)		(略)		(略)	
第三項		(略)		保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う保育の量をいう。以下同じ。）		保育必要量	
(略)		(略)		(略)		(略)	
第五項		第一項の当該保護者が子どものための教育・保育給付を受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける資格を有する		第二十三条第一項の変更認定を行う必要がある		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	

(略)		(略)		(略)		(略)	
第三項		(略)		保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）		保育必要量	
(略)		(略)		(略)		(略)	
第五項		第一項の当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する		第二十三条第一項の変更認定を行う必要がある		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	

◎子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定による子ども・子育て支援法第二十条第三項及び第五項の規定の読替え

(傍線の部分は令附則第三条第二項の規定により読み替えられた第二条第一項の規定による読替え部分、二重線の部分は当然読替え部分、網掛けの部分は令附則第三条第一項による読替え部分)

子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定による読替え後 第二十条 (略) (市町村の支給認定の変更の認定等)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定による読替え後 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所(附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。)から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付又は当該特定教育・保育(保育に限る。)を受ける資格を有すること及びその該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた第二条第一項の規定による読替え部分 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定による読替え後 第二十条 (略) (市町村の認定等)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた第二条第一項の規定による読替え部分 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所(附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。)から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付又は当該特定教育・保育(保育に限る。)を受ける資格を有すること及びその該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた第二条第一項の規定による読替え部分 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定による読替え後 第二十条 (略) (市町村の認定等)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた第二条第一項の規定による読替え部分 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所(附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。)から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付又は当該特定教育・保育(保育に限る。)を受ける資格を有すること及びその該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた第二条第一項の規定による読替え部分 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第二十三条第一項の規定による申請（保育必要量の変更に係るものに限る。）があつた場合において、当該申請に係る支給認定子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。

4 市町村は、第二十三条第二項の支給認定の変更の認定及び前項の認定（以下この項及び次項において「変更認定」という。）を行つたときは、その結果を当該変更認定に係る支給認定保護者に通知しなければならない。（以下略）

5 市町村は、第二十三条第一項の規定による申請について、変更認定を行う必要があると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る支給認定保護者に通知するものとする。

6 第二十三条第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、

の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う保育の量という。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行つたときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。（以下略）

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申

学前子どもは、保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量という。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行つたときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。（以下略）

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、

し、当該申請に係る支給認定保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該支給認定保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第二十三条第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る支給認定保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

◎子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定による子ども・子育て支援法施行令第二条第二項の規定の読替え
 (傍線の部分は読替え部分)

読 替 え 後			
(略)	第三項		(略)
	(略)	保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う保育の量をいう。以下同じ。)	(略)
(略)	(略)	保育必要量	(略)
読 替 え 前			
(略)	第三項		(略)
	(略)	保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)	(略)
(略)	(略)	保育必要量	(略)

◎子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第二項の規定による子ども・子育て支援法第二十条第三項の規定の読替え

(傍線の部分は令附則第三条第二項の規定により読み替えられた令第二条第二項の規定による読替え部分、二重線の部分は当然読替え部分、網掛けの部分は令附則第三条第一項による読替え部分)

子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第二項の規定による読替え後 第二十条 (略) (市町村の支給認定の変更の認定等)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による読替え後 (市町村の認定等) 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所(附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。)から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付又は当該特定教育・保育(保育に限る。)を受ける資格を有すること及びその該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	読 替 え 前 (市町村の認定等) 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
子ども・子育て支援法施行令附則第三条第二項の規定により読み替えられた同令第二条第二項の規定による読替え後 第二十条 (略) (市町村の認定等)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による読替え後 (市町村の認定等) 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所(附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。)から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付又は当該特定教育・保育(保育に限る。)を受ける資格を有すること及びその該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定による読替え後 (市町村の認定等) 第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

らかでないときは、その支給認定保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第二十三条第四項の規定による職権（保育必要量の認定に係るものに限る。）を行使する場合において、当該職権に係る支給認定子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。	4 市町村は、第二十三条第四項の支給認定の変更の認定及び前項の認定（以下この項において「変更認定」という。）を行ったときは、その結果を当該変更認定に係る支給認定保護者に通知しなければならない。（以下略） 5 〽 7 （略）
は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。	4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。（以下略） 5 〽 7 （略）
でないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。	4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。（以下略） 5 〽 7 （略）

◎子ども・子育て支援法施行令附則第五条の規定による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の読替え（傍線の部分は読替え部分）

読 替 え 後	読 替 え 前
第五十六条 ⑪ 保育所（第一号に掲げる乳児又は幼児については、都道府県又は市町村が設置するものに限る。以下この項において同じ。）又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分^{一・二}の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 一・二 （略）	第五十六条 ⑪ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分^{一・二}の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 一・二 （略）

◎子ども・子育て支援法施行令附則第五条の規定による児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の読替え（傍線の部分は読替え部分）

読 替 え 後	読 替 え 前
（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等） 第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。 2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第 号）附則第五条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第十一項各号又は児童福祉法第五十六条第十二項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。 3 (略)	（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等） 第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。 2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。 3 (略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項の規定により費用を徴収する場合又は子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項若しくは児童福祉法第五十六條第十二項の規定により地方税の滞納処分^{（一）}の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條（第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子ども^{（二）}の支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）又は子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項若しくは児童福祉法第五十六條第十二項の規定により地方税の滞納処分^{（三）}の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項の規定により徴収する費用又は子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項若しくは児童福祉法第五十六條第十二項の規定により地方税の滞納処分^{（四）}の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2
（略）

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分^{（一）}の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條（第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分^{（二）}の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分^{（三）}の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2
（略）

○子ども・子育て支援法施行令附則第七条第一項の規定による子ども・子育て支援法の読替え

(傍線の部分は読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(特定教育・保育施設の確認) 第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除く。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。 一 三 (略) 2・3 (略) (確認の取消し等) 第四十条 (略) 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第 号)附則第七条第一項の規定により読み替えられた場合を含む。)の申請をすることができない。	(特定教育・保育施設の確認) 第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。 一 三 (略) 2・3 (略) (確認の取消し等) 第四十条 (略) 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

○子ども・子育て支援法施行令附則第七条第三項の規定による子ども・子育て支援法の読替え

(傍線の部分は読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
(確認の取消し等) 第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 九 (略) 十 特定教育・保育施設の管理者が過去五年以内に教育・保育に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 2 (略)	(確認の取消し等) 第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 九 (略) 十 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 (略)